

令和7年度城里町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の農業は、稲作・野菜・施設園芸・畜産の小規模農業が多く、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、離農する農家が増加している。

このような状況下、飼料用米や景観形成作物の集団転作を行う組織が複数あるが、休耕田や自己保全なども多く、作物の生産に結びついていないのが現状である。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業所得の向上及び水田農業の価格安定を図るため、高収益作物や転作作物への転換を推進する。

JA等の集荷業者との連携を強化し、有利販売に向けた販売戦略やブランド化を目指すことにより、転作作物等作付け面積の拡大に向けた農家の生産性の向上を支援する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的で安定的な農業経営の育成や農地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

集落での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化して、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の明確化するよう指導を行う。

担い手不足が見込まれる集落においては、設立された農業団体等に効率的な経営管理や利用権設定等が行える株式会社等の特定法人化への誘導を図る。

農業委員会との連携を図り、水稻以外の作付体系が定着している地域の実情を把握・点検する。

ブロックローテーションの構築を希望する農家に高収益作物への転換を推進しながら支援していく。

加えて、畑地化に取り組む地域に対し、産地づくりに向けた体制構築等支援などを活用し、高収益作物定着のための体制構築の検討を行う。

4 作物ごとの取組方針等

本町の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持、拡大を図っていく。

(1) 主食用米

当地域のブランド推奨品の「ななかいの里コシヒカリ」、「城里コシヒカリコケッコー米」等の生産・流通体制の確立を目指し、当地域における需要と供給のバランスがとれた生産を達成することを目標とする。

(2) 備蓄米

集荷団体と連携し、備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し、畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が減少する中、戦略的作物である飼料用米を推進し、過剰作付の解消に努める。

また、産地交付金を活用した多収品種の導入や、低コスト化の取組（直播栽培等）を推進し安定した水田農業の確立に努めていく。

あわせて、需要者（畜産農家等）との耕畜連携として、「わら利用の取組み」の推進を図る。

イ 米粉用米

主食用米の需要が減少する中、戦略的作物である米粉用米を推進し、米粉パン等の加工食品の推進を図りながら、作付規模の拡大を目指す。

ウ 新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提供先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者への生産性向上、収益力向上に資する設備等の導入支援を進めるとともに、低コスト化の取組（直播栽培等）の推進や物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ WCS 用稲

主食用米の需要が減少する中、戦略的作物であるWCS用稲を推進し、過剰作付の解消に努める。

オ 加工用米

複数年契約の取組等についても活用していきながら推進を行い、生産の拡大を図っていく。

（４）麦、大豆、飼料作物

取組みのある水田においては、排水対策に取組みながら、麦・大豆の作付面積を維持する。

品質や収量についても、土壌改良や排水対策の徹底、二毛作等による連作障害防止に取組み改善を目指す。

飼料作物は、地元畜産農家との連携を推進する。

自家利用の取組みについても推進していきながら、食料自給率向上につながる取組みとして作付拡大を図る。

（５）そば、なたね

地域の需要者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大するため、二毛作、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上・作付拡大を図り、所得の向上による経営安定を図る。

（６）地力増進作物

主食用米の需要が減少する中、地力増進作物のクローバー、ソルゴー、ヘアリーベッチを推進し、過剰作付の解消に努める。

（７）高収益作物

ア 野菜

「きゅうり、トマト、なす、いちご、アスパラガス、ねぎ」を振興作物として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

イ 果樹

「梅、りんご、柿、栗、ぶどう」を振興作物として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

ウ 花き・花木

「菊、ばら、あやめ、しょうぶ」を振興作物として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

エ 雑穀

雑穀（ハトムギ、ごま等）を振興品目として現行栽培面積の維持・拡大を図る。
オ その他作物等

「小豆、落花生、いんげん、加工用青刈り稲」を振興品目として現行栽培面積の維持・拡大を図る。

「茶」を振興品目として推進し、作付拡大を図る。特に、当地域のブランド推奨品である茨城三大茶の「古内茶」については、継続・安定した取組みを実施していくため、現行栽培面積の維持・拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	773.4		662.4		772.8	
備蓄米						
飼料用米	160.3		60.5		160.3	
米粉用米						
新市場開拓用米	7.3		0.9		7.5	
WCS用稲						
加工用米						
麦	8.8		9.0		8.9	
大豆	3.1	6.3	1.92	6.47	3.2	6.4
飼料作物	11.6		13.6		11.6	
・子実用とうもろこし						
そば	4.2	3.1	4.2	1.7	4.3	3.2
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	6.2		12.4		6.3	
・野菜	5.0		11.3		5.1	
・花き・花木	0.3		0.2		0.3	
・果樹	0.3		0.1		0.3	
・その他の高収益作物	0.6		0.8		0.6	
その他	320.7		530.7		320.7	
・休耕含む	320.7		530.7		320.7	
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標	前年度（実績）	目 標 値
1	飼料用米（飼料用種子を含む）、新市場開拓用米（輸出用米等）※基幹作のみ	新規需要米等の生産向上等の取組助成	新規需要米等の取組面積（ha）	（令和6年度） 159.3ha	（令和7年度） 156.7ha （令和8年度） 156.7ha
2	飼料用米（飼料用種子を含む）、新市場開拓用米（輸出用米等）※基幹作のみ	新規需要米等の直播栽培への支援	・飼料用米及び新市場開拓用米の直播栽培面積（ha） ・労働時間の縮減（時間/10a）	（令和6年度） 8.9ha 14.5h	（令和7年度） 9.0ha 14.3h （令和8年度） 9.1ha 14.2h
3	麦、大豆、そば（種子用を含む）※基幹策のみ	担い手による麦、大豆、そば生産性向上等の取組助成	麦、大豆、そばの取組面積（ha）	（令和6年度） 13.2ha	（令和7年度） 13.4ha （令和8年度） 13.5ha
4	麦、大豆、そば（種子用を含む）※二毛作のみ	二毛作助成	二毛作導入面積（ha）	（令和6年度） 9.3ha	（令和7年度） 9.4ha （令和8年度） 9.5ha
5	飼料用米（飼料用種子を含む）生産圃場の稲わら及びわら専用稲※基幹作のみ	耕畜連携助成（わら利用の取組）	農地の高度利用面積（ha）	（令和6年度） 37.4ha	（令和7年度） 37.5ha （令和8年度） 37.6ha
6-1	地域振興作物（別添4のとおり）※幹作のみ	高収益作物助成	高収益作物（地域振興作物※基作のみ）の取組面積（ha）	（令和6年度） 6.1ha	（令和7年度） 6.2ha （令和8年度） 6.2ha
6-2					
6-3					

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:城里町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	新規需要米等の生産向上等の取組助成	1	3,000	飼料用米(一般、多収)、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	生産性向上(1つ以上)の取組
2	新規需要米等の直播栽培への支援	1	5,000	飼料用米(一般、多収)、米粉用米、WCS用稲、新市場開拓用米	生産性向上(1つ以上)の取組
3	担い手による麦、大豆、そば生産性向上等の取組助成	1	10,000	麦、大豆、そば	種子更新、排水対策等を1つ取り組む
4	二毛作助成	2	10,000	大豆、そば	①対象作物と対象作物、②飼料作物と対象作物、③高収益作物と対象作物の二毛作
5	耕畜連携助成(わら利用の取組)	3	5,000	飼料用米	耕畜連携助成(わら利用の取組)
6-1	高収益作物助成①	1	13,000	野菜	対象作物の収穫・販売を行う
6-2	高収益作物助成②	1	10,000	雑穀、豆類、茶	
6-3	高収益作物助成③	1	5,000	花き、花木、果樹	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

高収益作物(地域振興作物)の助成対象作物及び助成単価

※同一ほ場で、同一年度内に同一作物を複数回栽培した場合は、基幹作として整理した1回のみを本助成の対象とする。

※同一ほ場で、同一年度内に複数の作物を栽培した場合は、基幹作として整理したひとつの作物のみを本助成の対象とする。

※助成対象作物は、令和7年産(令和7年4月1日～令和8年3月31日までに収穫した作物)とする。

ただし、生育期間に該当する作物である場合等、※印が記載されている作物については、要件を満たすことにより本助成の対象とする。

○野菜(整理番号6-1) (13,000 円/10a)

きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、すいか、アスパラガス、白菜、レタス類、さといも、枝豆、未成熟とうもろこし、しょうが、しそ、ネギ、甘藷、キャベツ、馬鈴薯、ホウレンソウ、その他野菜(山菜含む)

○花き・花木(整理番号6-3) (5,000 円/10a)

菊(小菊含む)、ばら、しょうぶ、花桃、花壇用苗物、種苗類、その他花き・花木

○果樹(整理番号6-3) (5,000 円/10a)

日本なし、うめ、りんご、柿、いちじく、キウイフルーツ、栗、ブルーベリー、ぶどう、ゆず、その他果樹

※今年度が生育期間に当たる場合には、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件とする。なお、助成対象期間については、生育期間の開始年度を含めて連続4年間までとする。注:生育期間の開始年度とは、新植・改植・品種の一挙更新を目的とした接ぎ木をした年度をいう。

○雑穀(整理番号6-2) (10,000 円/10a)

かんぴょう、雑穀(ハトムギ、ごま)

○豆類(整理番号6-2) (10,000 円/10a)

小豆、白小豆

○加工用青刈り稲(整理番号6- (10,000 円/10a)

※加工用青刈り稲は、新規需要米取組計画の認定を受けていることを条件とする。

○茶(整理番号6-2) (10,000 円/10a)